

金融商品取引所における株券等の5日目決済の廃止に伴う制度改正要綱

平成21年3月27日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

金融商品取引所において、本年11月の実施を目標として株券等の5日目決済制度が廃止されることに伴い、株式等振替制度及び受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
(1) 新株式数申告をする日における振替制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 新株式数申告をする日における振替制限を撤廃する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行は、新株式数申告をする日は基本的に振替を停止している。 なお、5日目決済制度の廃止は外国株券等も対象となっており、外国株券等保管振替決済制度においても新株式数申告に準じた取扱いがあるが、同制度においては、それに伴う振替制限は設けられていない。
(2) 統合Web端末からの新株式数申告の入力時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> 統合Web端末からの新株式数申告の入力時間を「午前9時から午後4時まで」から「午前9時から午後8時まで」に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ファイル伝送による新株式数申告の送信時間（現行は午前3時から午後8時まで）に変更はない。 新株式数申告をする日において機構加入者による申告漏れが発生した場合については、当該新株式数申告の対象となった区分口座の翌

項 目	内 容	備 考
(3) 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所において株券等の5日目決済制度が廃止される時期と同時期に実施する。 	<p>営業日における当初残高は0とする（現行の取扱いと同じ）。この場合において、当該機構加入者から所定の訂正依頼書面の提出があった場合には、機構は当該区分口座の残高を正しい残高に訂正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件の実施に際しては、あわせて、株式会社日本証券クリアリング機構が定める「基準日等の日に証券決済未了（フェイル）が発生した場合の取扱い」におけるフェイル参加者と被フェイル参加者による配当、権利等にかかる取扱いの協議にもとづく振替について、一定の条件のもとに、15時30分以後の一定の時間に限り書面による振替請求を受け付ける対応を開始することとする。 なお、外国株券等保管振替決済制度においても同様の対応を行う。

以 上